

## 令和6年度第2回犬山市景観審議会議事録

1. 開催日時 令和7年3月24日（月曜日）午後2時00分～午後3時20分

2. 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室

3. 出席者

《審議会委員》 〈区分〉	(名簿順) 〈氏名〉	〈職名〉
識見を有する者	服部 敦	中部大学教授
識見を有する者	清水 隆宏	愛知工業大学准教授
識見を有する者	夏目 知道	愛知県立芸術大学准教授
識見を有する者	小野 悠	豊橋技術科学大学准教授
市民	梅田 佳和	犬山市建築設計事務所協会会長
市民	日比野 清正	犬山市観光協会理事
市民	松浦 恵子	ジョインいぬやま
市民	福岡 ユリ	犬山朝市協働組合理事
市民	丸山 和成	栗栖区区長
市議会議員	畑 竜介	市議会議員
市議会議員	光清 毅	市議会議員

※犬山市景観条例施行規則第26条第2項により、審議会委員11名中、11名（内1名はオンライン）が出席し過半数以上であるため、会議が成立。

《事務局》

都市整備部	部長	森川 圭二
	次長	丸井 良修
都市整備部都市計画課	課長	高木 誠太
	主幹	一柳 佳誉
	課長補佐	丸地 知彦
	主査補	大野 紗由里
	主事	江森 有紗

4. 傍聴人  
0名

5. 議題等

- 1 開会
- 2 副市長あいさつ
- 3 会長選出

#### 4 会長あいさつ

5 はじめに  
犬山市の景観に関する取組について（資料1）

#### 6 議事等

##### （1）協議事項

①景観重要建造物の指定について（資料2）

##### （2）報告事項

① 景観事業の各種実績について

- ・景観計画区域における行為の届出について（資料3）
- ・歴史的建築物について（資料4）
- ・景観形成助成金事業について（資料5）
- ・城下町の屋外広告物に対する活動報告（資料6）

##### （3）その他

- ・木曾川景観協議会の取り組みについて（資料7）
- ・名勝木曾川の堤防整備検討状況のお知らせ（資料8）

#### 7 閉会

### 6. 議事録

会長 (服部委員)	それでは議事に入りたいと思いますが、まず協議事項について説明いただいて、議論した後で、そのあと報告事項ということで進めて参りますので、事務局の方から、協議事項のご説明をお願いいたします。
事務局	(1) 協議事項 ①景観重要建造物の指定について（資料2） 説明
会長 (服部委員)	それでは、説明があった内容についてのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
清水委員	資料2の改修後のイメージに変えるということですが、景観重要建造物としての該当要件で「市民に親しまれ、愛されている建造物項目」にチェックが入っています。市民に親しまれという部分が、車山を収める建物という機能に重点が置かれていたらいいかと思いますが、外観に愛着を持っている場合は、色を変えてしまった後問題になると思います。そのあたりは、町内の方が提案をしているので、外観の変更は重要ではないと認識すればよろしいでしょうか。
事務局	車山蔵の指定についてですが、犬山には13輛の車山があり、市所有以外の車山蔵については、地元の町内会で維持管理がされております。 その中でも古い建物のものが本町です。それ以外は、比較的新しい時期に建てられ、外壁や屋根が経年劣化していた時期に、町内から非常に重要な景観的な要素もあり、地域の特性ということで今後も守っていきたいという意見があり、景観重要建造物という指定をしています。 景観重要建造物に指定後、改修にあたっては、町内の提案を踏まえて景観アドバイザー会議に図り、アドバイザーの意見を聞きながら助言をしています。

	<p>各町内の意識として登録有形文化財の本町の車山蔵と土蔵、この2つの車山蔵のイメージを持っています。扉についても、本町の車山蔵の木造の扉の意匠と土蔵の白い漆喰と黒い下見板の意匠形態が多くデザインをされています。</p> <p>今回の提案も、漆喰や下見板をイメージして、町内としてデザインされています。</p> <p>今後も指摘事項があれば意見を出させていただき、景観に合うような形で改修し、助成金を活用していただければと考えております。</p>
会長 (服部委員)	過去に指定済のものについても同様に指定された後、改修している案件はありますか。
事務局	<p>今指定済みのものについては全て改修をした実績があります。</p> <p>指定をされていない物件については、町内の同意の協議がまとまっていませんが、今後改修をする際には景観形成助成金を活用しないと、改修が難しいので、順次指定をしていくことになると思います。</p>
会長 (服部委員)	清水委員よろしいですか。
清水委員	景観重要建造物に指定をして建物を継続的に残していき、他の車山蔵の景観に合わせて改修をするというふうに理解しました。
会長 (服部委員)	市所有の車山蔵は景観重要建造物にはしていないのですか。
事務局	市所有の車山蔵は景観重要建造物には指定はしていません。
会長 (服部委員)	町内の場合は、町内の同意が整ってからという手続きがあると思いますが、市所有の場合は必ずしもその手続きが要らないので、どのようにやっていくのかという明快な方針を作っておいたほうがいいのかと思います。
事務局	市所有の車山蔵の運用については検討させていただきます。
会長 (服部委員)	<p>指定していけないということもないし、それが1つのアピールにもなると思いますので、それもあわせてご検討いただければと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>基本的には枝町の車山蔵の景観重要建造物への指定について、特に異論はなかったということで、この指定基準に合致することをしっかり確認しながら進めて欲しいというご意見ありましたので、そこに留意して指定の手続きを進めていただければと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では協議が整ったとさせていただきたいと思います。</p>
会長 (服部委員)	報告事項からその他をあわせてご説明いただくということでお願いします。
事務局	<p>(2) 報告事項</p> <p>① 景観事業の各種実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画区域における行為の届出について (資料3)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建築物について（資料4）</li> <li>・景観形成助成金事業について（資料5）</li> <li>・城下町の屋外広告物に対する活動報告（資料6）</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曾川景観協議会の取り組みについて（資料7）</li> <li>・名勝木曾川の堤防整備検討状況のお知らせ（資料8）</li> </ul> <p style="text-align: right;">説明</p>
丸山委員	<p>資料7に景観パトロールをやっているということですが、実は市外から来たと思われる人が木曾川に物を捨てていきます。</p> <p>桃太郎神社へ行く手前の少し道が広くなったところに車を停めて、おそらく夜間に電気製品等が捨てられています。木が茂っているので、川からも見にくく、道からクレーンで引っ張り上げることも難しい状況の絶壁に散乱しております。</p> <p>ぜひ、この景観パトロールに準じて、具体的に除去できる活動はできないものかご検討いただけたらありがたいと思います。</p>
会長 (服部委員)	<p>今の不法投棄に関しては、何か事務局の方で認識などが過去にありますか。</p>
事務局	<p>これまでのパトロールの中で何か発見したということは正直ないですが、景観パトロールは鵜沼側も犬山側も車を止めて歩いてパトロールしております。</p> <p>もし、そういったことを発見しましたら、不法投棄なので、警察が管轄になるかもしれませんが、通報も含めて、何とか撤去を考えていくのかなと思いますので、引き続き、パトロールの中でしっかり見ていきたいと思います。</p>
丸山委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
会長 (服部委員)	<p>他いかがでしょうか。</p>
梅田委員	<p>歴史的建築物の定義の犬山城周辺地域というエリアはどこまでですか。</p>
事務局	<p>犬山市景観計画の城下町ゾーン、駅西・商業ゾーン、木曾川河畔ゾーンの3つのゾーンを合わせた地域が犬山城周辺地域です。</p>
会長 (服部委員)	<p>他いかがでしょうか。</p>
清水委員	<p>資料4の歴史的建築物はどうやって決定されていますか。</p>
事務局	<p>歴史的建築物については令和2年度末に景観条例を改正し、都市計画課で指定しております。</p> <p>文化財とは別で、景観的に重要な物件、概ね戦前の犬山の町家様式であるものについては歴史的建築物に指定しております。</p> <p>景観助成金の対象は景観形成促進地区という面的な助成でしたが、景観形成促進地区以外のところでも現状歴史的価値のありそうな建物がたくさんありますので、それらを保全していくために歴史的建築物という指定をさせていただき、助成金の活用ができるようにしました。</p>

会長 (服部委員)	誰がどこでこのプロットをしたのかということですね。
事務局	<p>指定物件については犬山城下町を守る会という団体が歴史的な様式を持つ建物をプロットした地図があり、その物件について現地調査をして、指定をしています。</p> <p>基本的な話としては民間団体が調査した結果があり、これを精査して現地確認をさせていただいて、指定については決裁行為だけです</p> <p>所有者に対してはこちらから一方的に指定をする形にはなりますが、解体の1年前に届出をしてもらう以外に行為について罰則などが一切ないので、決裁行為で指定をさせていただいています。</p> <p>また、これ以外にも調査していない物件があるため、相談などがあつた際に、建物を確認させていただいて、指定対象になれば追加指定をしています。今回追加した物件のように未指定のものであっても、戦前の非常に良い物件であれば、追加で指定をする形で考えています。</p>
清水委員	<p>そういった未指定の建物の所有者の方にしっかりとこういったメリットのある制度をちゃんと知っていただくと壊さずに使っていくと思うので、まずそれを市の広報などでしっかりと情報共有いただけるといいかなと思います。</p> <p>ただ、所有者の方でうちの家は古いだけですからとよく言われると思います。でもそれが町にとって非常に重要なのです、こういう制度がありますというのを、制度がたくさん整っているのをしっかり役立てられるように、情報提供をしていただきたいなと思います。</p>
会長 (服部委員)	<p>ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
丸山委員	<p>資料8の護岸堤防の色がもう少し、自然に調和した色に、でき上がったときにもうちょっと自然に馴染むようになるといいなと思いました。</p> <p>検討できるものなら検討してください。</p>
会長 (服部委員)	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料の最後の方でコンクリート洗い出しするっていうことが書いてありますが、CGでは非常につるつとした色の感じで書かれていて、多分この素材感がまだこの絵にはCGには出てないですね。</p> <p>だから、多分洗い出しなんかにするともう少し明度が落ちるかと思いますが、その辺のところ、ちょっと説明いただけますか。</p>
事務局	<p>まず少し補足をさせていただきますと、木曾川景観協議会についてですが、木曾川景観協議会の組織は両市の関係者以外にも、川の管理をする国土交通省や愛知県、岐阜県も入っています。</p> <p>この川に関わる関係者が協議会に入っているということが非常に重要だと認識しております。今までこの協議会がなかったときは、こういった工事も、地元には何の協議もなく、国土交通省で計画をして、工事が進んだケースもあります。この協議会があることで、市や地域の意見が、少しずつでも反映され</p>

	<p>る形になっています。</p> <p>今回の整備も、もともとは、護岸コンクリート擁壁の川の内側にある赤茶色のチャートという犬山の独自の堆積層をコンクリートで張る擁壁構想でしたが、非常に河川景観を壊してしまうので、再度、河川景観の保全について考えて欲しいというような話がスタートにありました。国土交通省も検討し、地域の意見を反映して、できる限り堤防はスリム化をするという形で計画が進んできております。</p> <p>さらに堤防表面も各委員会で意見をいただき、石積みや洗い出しを使ってテクスチャーを反射しない形にすることに取り組んでいます。</p> <p>この堤防の下流側に桜木町という住宅団地でも堤防のコンクリートにネットを張って、苔がついたりして色合いが自然に馴染むような形にしており、今回もやれる範囲で努力はしています。</p> <p>ただ何分大きな構造物なので、景観が変わるといところはやむを得ないかなと思っていますが、国土交通省も命を守るという方針もありますし、やれる範囲でいろいろ努力をしています。</p> <p>今後も工事の状況は、木曾川景観協議会の中で伺い、啓発のお願いをしています。</p>
会長 (服部委員)	このCGは洗い出しする前のCGということでよろしいですか。
事務局	ちょっとコンクリートの色が出てしまっているかなと思います。
会長 (服部委員)	もう少しざらっとした感じじゃないですか。 他いかがでしょうか。
夏目委員	護岸の堤防は国土交通省の方針でスリム化をしているのですか。
事務局	補足をさせていただきますと、もともと資料8のオレンジ色の部分ぐらいの横幅のコンクリート構造物ができる当初の計画でしたが、この幅をずっと全部整備するとなると、川側にコンクリート構造物が出てきて、かなりの大きなコンクリート面が、対岸に見える形になってしまって、自然景観の堆積層、チャート層が見えなくなってしまうということで、スリム化をして、なるべく自然護岸が見えるようにしています。
夏目委員	川側だけではなくて内側も同じですか。
事務局	河川の外側についても、高さを一定のところまで上げると管理用道路などが必要になってきます。幅を広くとってしまうと住宅地側の方も広く取らなければならないということになりますので、状況としては、若干スリム化をさせるために高さを確保して擁壁を作ったという形になります。
夏目委員	ありがとうございます。
会長 (服部委員)	よろしいですか。 ご説明いただいた資料についてのご質問が尽きたというところだと思いますのでここで事務局にお返ししたいと思います。

《議事終了午後3時20分》